平成２８年（フ）第２８１９号
大阪府高槻市萩之庄５丁目28番７号
破産者　有限会社泉製作所
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４１号
大阪府東大阪市長田２丁目19―28、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市西岩田３丁目１番15―416
破産者　株式会社ナックインダストリー
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２９号
大阪府東大阪市荒本新町５番31号オカベビル３－Ａ
破産者　株式会社久保総建
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８６号
大阪市福島区福島８丁目17番１号
破産者　有限会社アートプランニングス
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９５号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番19号
破産者　有限会社アーテック
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０２号
大阪府茨木市真砂３丁目11番７―307号
破産者　株式会社レーベル
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９８号
大阪市港区南市岡１丁目１番39号
破産者　株式会社スペース・キー・プラン
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１号
大阪市西区江戸堀１丁目19番２号ラインビルド肥後橋201号室
破産者　株式会社ヴィッツ
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４号
大阪府枚方市香里ケ丘７丁目４－２―411
破産者　株式会社花かざり
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８号
大阪府東大阪市長堂２丁目６番７号
破産者　サトウエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２７号
大阪府柏原市国分市場２丁目12番55―106号スイートハイム中野
破産者　水野　美保
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
東京都八王子市めじろ台１丁目25番地３
破産者　藤原　正之
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６６号
東京都小平市学園東町57番地の２都営学園東町第２アパート２―104
破産者　岩見　勝利
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
東京都調布市下石原１丁目19番地１サンビレッジＡ―101
破産者　今井　経昭
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９９号
静岡県富士宮市大岩489番地の26、開始決定時の住所三重県松阪市中林町359番地９
破産者　松塚　　功
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６３号
大津市富士見台36番３号
破産者　有限会社北真設備工業
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
広島県尾道市向島町8584番地１
破産者　株式会社オリーブ・コーポレーション
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８０号
山口県岩国市錦見２丁目７番38号
破産者　有限会社こころ
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８５号
愛知県蒲郡市形原町田中24番地２、従前の住所愛知県額田郡幸田町大字深溝字額田２番地３
破産者　喫茶琥珀こと　吉見　亜紀(旧姓松浦)
1　決定年月日　平成29年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３１号
愛知県豊橋市八町通１丁目48番地
破産者　今井　正樹
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１２２号
愛知県豊橋市西浜町７番地６（303)、申立時の住所愛知県豊橋市老津町字多門田60番地の３
破産者　片山　保資
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部